マージン率等の公開資料

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、マージン率等について公開します。
（対象：2024 年度（2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日））

１．労働者派遣の実績及びマージン率等
拠点名称 拠点の所在地 福岡市中央区大名２－８－２２天神偕成ビル 4 階
※2025 年 6 月末現在
労働者派遣の料金 （1 日 8 時間当たりの平均）28,500 円
労働者派遣の賃金 （1 日 8 時間当たりの平均）18,700 円
派遣 労働者数 7 人
派遣先 事業所数 4 社
マージン率 （①－②）÷① 34.4％

● マージン率とは 派遣先よりエムシーエー株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

● マージンに含まれる費用
・社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分）

２．キャリア形成・教育訓練計画に関する事項
1 年目： 基礎的なビジネスマナー、共通的な教育訓練から導入し、業種・職種等に応じた初期専門的教育訓練。
2 年目： 業種・職種別等の応じた中期専門教育訓練。
3 年目以降： 業種・職種別等の応じた中期専門教育訓練から発展させて、問題点や改善点を発信できる教育訓練。任意、本人希望を前提とし、キャリアップに資するスキルの習得などの支援。ていく。

教育訓練については有給かつ 無償で行う。
※キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先
相談窓口 安田 益男 TEL 090-9577-7324

３．派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否か
● 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2026 年 3 月 31 日）
・協定労働者の範囲：派遣契約で IT ソフトウェア開発の業務に従事するもの

教育訓練実施計画書

エムシーエー株式会社

１．教育訓練の目

派遣社員一人ひとりの就業経験や本人の希望に応じたキャリアコンサルティングに基づく本人のニーズ等に応じた段階的かつ体系的な教育訓練を実施することで、派遣就労を続けながら「専門性の向上」や「職務の幅の拡大」などのキャリア形成を支援する。

２．対象者

当社が雇用する全ての派遣社員を対象とする。

３．実施内容

1 年目　　：　基礎的なビジネスマナー、共通的な教育訓練から導入し、業種・職種等に応じた初期専門的教育訓練。

2 年目　　：　業種・職種別等の応じた中期専門教育訓練。

3 年目以降：　業種・職種別等の応じた中期専門教育訓練から発展させて、問題点や改善点を発信できる教育訓練。任意、本人希望を前提とし、キャリアップに資するスキルの習得などの支援。ていく。

４．実施時期・頻度・時間

１年以上の雇用が見込まれる派遣社員に対し、所定労働時間に応じ最大年間８時間の教育訓練を実施する。　実施時期、日程は適宜実施する。

５．実施方法 教育訓練は以下の方法で実施する。

・派遣元による雇用契約時

・派遣先における訓練 OJT

・e ラーニング

６．勤務上の取り扱い

当社が指定した段階的かつ体系的な教育訓練については有給かつ　無償で行う。

7. 教育訓練体系

	1年目	2年目	3年目以降
レベル	就業先のガイダンスに沿って基本的なことは実践できる	就業先のガイダンスや指示で独力に実践できる	就業先や職種が変わっても独力で実践できる
技術・知識 スキル	業務上の基本的な知識・スキルを持っている	業務上の知識・スキルを持っている	業務上の専門的な知識・スキルを持っている。
ビジネス スキル	派遣社員で働く上での基礎的な知識がある 基本的なコミュニケーションスキルがある セキュリティ保護の基礎知識 基本的な倫理観がある	適切なビジネスマナーや立振舞いができる 良好なコミュニケーションができる	適格なセキュリティ保護ができる問題解決や改善提案ができる 独力で問題解決ができる チームリーダーやマネージャーとして後進に適切な指導ができる 後進の問題解決のためのアドバイスができる